

国名：日本

スコア：84.78 | 順位：1/24

日本は、デジタル経済とクラウドコンピューティングを支え、かつ促進する包括的な一連の現代的な法を有しています。

日本は、包括的なプライバシー法を有していますが、更に新しい中央当局の導入により強化しており、2017年に施行される強化された執行規定によって補完されます。

日本は、2012年にサイバー犯罪に関する条約を批准しており、他の国々の手本となっています。

日本の知的財産法はクラウドコンピューティングに関して全般的に保護しています。

日本は、国際標準の制定に非常に積極的です。

日本は、世界における最大のファイバーユーザ数を持ち、世界中で最も広域のブロードバンドファイバー展開を行っている国の一つという特徴があります。日本は、積極的に管理された競争力の高いアクセス体制を有しており、またこの10年間に亘り少なくとも6つの重要なIT戦略及び計画を有してきました。概して、目標は達成されており、次の戦略に発展しています。このことによって、世界中で最も完全なブロードバンドインフラストラクチャーの1つを有し、日本を独自の地位に位置づけています。

全体的に、2015年スコアカードにおける日本の得点は微増でしたが、全体順位としては、2012年の第一回のスコアカード発表から保持している1位の座を危なげなく維持しています。

| 日本への質問事項 | 回答 | 説明 |
|---|-----|--|
| データプライバシー (スコア：8.8/10 順位：4/24) | | |
| 1. 個人情報の収集、使用その他の処理について規定する法律又は規則が存在するか。 | ✓ | 個人情報保護法(2003年成立)は、2005年から民間部門に適用されています。 個人情報保護法の大きな改正が、2015年9月3日に成立しました。しかし、本改正が施行されるまでには、その法律案の公布から2年以内の期間がかかるため、完全施行は2016年の年末又は2017年の初めになる可能性があります。 個人情報保護法に加え、公的部門は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守しなければなりません。 |
| 2. プライバシー法の範囲と対象はどのようなものか。 | 包括的 | 法は、公的部門及び民間部門の両方をカバーしています。2015年9月時点で有効な現行法は、保有する記録が5,000を超えない組織について、一般的な適用除外規定を含みます。しかし、この適用除外規定は、2015年9月3日に成立した改正個人情報保護法により削除されました。本改正が施行されるまでには、改正法の公布から2年以内の期間がかかるため、完全施行は2016年の年末又は2017年の初めになる可能性があります。 |
| 3. プライバシー法は、EUデータ保護指令のプライバシー原則に準拠したものか。 | ① | 日本法には一部独自の規定がありますが、主たる原則は、経済協力開発機構(OECD)ガイドライン及び欧州連合(EU)指令を組合せたものに基づいています。 日本法における少量データ保有についての適用除外は、EU指令に準拠していません。この適用除外規定は、2016年又は2017年に施行される改正個人情報保護法では削除されます。 |
| 4. プライバシー法は、APECプライバシーフレームワークのプライバシー原則に準拠したものか。 | ✓ | 日本は、アジア太平洋経済協力(APEC)加盟国であり、日本のプライバシー法は、APECプライバシーフレームワークに準拠しています。 2015年改正法(未だ施行されていません)は、個人情報保護委員会が策定する委員会規則及びガイドラインによって補足される予定です。規則・ガイドラインの初期ドラフトは、クロスボーダーデータ移転のためのスキームの1つに、APEC越境プライバシールール(APEC CBPRs) <www.cbprs.org> を含めることを提案しています。一旦施行されると、この規定により、データを受け取る企業がAPEC CBPRの認定を受けている場合には、日本法におけるクロスボーダー規制の適用除外として機能します。 |

| 日本への質問事項 | 回答 | 説明 |
|--|-------|---|
| 5. データプライバシーの侵害に対して個人の権利に基づく訴訟は可能か。 | 可能 | 日本国憲法（1946年成立）第13条は、以下の通り規定しています。 「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」 個人は、不法行為に基づいてデータプライバシーの侵害に対して訴訟を提起することができます。 この憲法規定は、政府に対する個人訴訟において使われてきました（民間部門に対しては使われていません）。 |
| 6. プライバシー法の執行の任務を負う有効な機関（又は取締官）が存在するか。 | セクター別 | 2003年に施行された最初の個人情報保護法は、日本における中央プライバシー規制当局について規定していませんでした。その代わりに、各部門の規制当局が当該部門のプライバシー規制当局の役割を果たしていました（例えば、雇用については厚生労働省、電気通信については総務省）。 2015年9月、政府は、新たに個人情報保護委員会 <www.ppc.go.jp> の設置を規定する改正個人情報保護法を成立させました。個人情報保護委員会は、監査及び立入検査の権限、並びに企業に対し法順守に関する報告を求める権限等の権限を有します。 |
| 7. プライバシー取締官の性質はどのようなものか。 | 合議体 | 新たな個人情報保護委員会 <www.ppc.go.jp> は、未だ設置されていません（改正個人情報保護法は、2015年9月3日に成立しました。）。個人情報保護委員会は、合議体となります。 既存の体制では、業界毎に規制当局が異なっています。主務大臣であったり、当該部門の規制当局（例えば、金融庁）であったりします。 かかる機関の多くが個人情報保護法（2003年成立）に基づくガイドラインを公表しています。かかるガイドラインは拘束力のあるものではありませんが、規制対象となっている企業によって一般的に遵守されています。 |
| 8. データ管理者には、登録要件は課されないか。 | ✓ | 日本のプライバシー法では、一般的な登録要件はありません。 但し、2016年又は2017年に新法が施行された後は、情報仲介並びに氏名及び連絡先の名簿販売を専門に扱う企業は、特別なオプトアウト規定を利用するには、個人情報保護委員会に届け出ることが条件となります。これは、少数の企業にとっては、事実上の登録要件として機能することになります。 |
| 9. クロスボーダーのデータ移転には登録要件は課されないか。 | ✓ | データの海外移転に対する一般的な登録要件はありません。但し、EU型の一連の規則、例えば、データを第三者に移転する際の下請業者に対する監督要件が、国内及び海外両方の第三者サービスプロバイダーへのデータ移転に適用されます。2015年改正個人情報保護法（未施行）は、クロスボーダーの移転について、より包括的な規則を制定するとともに、一定の適用除外も定めています。 |
| 10. 侵害通知法は存在するか。 | ① | 日本では、業界全体に亘る一貫したデータ侵害通知要件はありません。理由としては、規則が別々の政府機関が管理する部門別のガイドラインに定められているからです。かかるガイドラインの中には、侵害の通知要件を定めたものもあります（例えば、経済産業省ガイドライン）。 |
| セキュリティ（スコア：8.4/10 順位：1/24） | | |
| 1. 電子署名に明確な法的重要性を与える法律又は規則が存在するか。 | ✓ | 電子署名法は、本人による電子署名が行われる場合、電磁的記録が真正であると推定される、と規定しています。 「電子署名」は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に記録することができる情報について行われる措置であって、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであり、かつ当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるもの、と定義されています。 |
| 2. ISP及びコンテンツサービスプロバイダーには、強制的フィルタリング又は検閲が課されていないか。 | ✓ | 日本は、オンラインサービスのコンテンツ規制については、完全な自主規制制度を採用しています。最近、露骨な内容の場合のインターネットフィルタリングについては提案がいくつかなされているものの、2014年児童ポルノ禁止法にはインターネットフィルタリングは含まれません。 さらに、携帯電話ネットワーク運営事業者及びインターネットに接続する機器の供給業者には、児童保護のためにインターネットフィルタリングを提供する義務が課されています。 |

| 日本への質問事項 | 回答 | 説明 |
|--|--------------------|--|
| 3. デジタルデータホスティングやクラウドサービスプロバイダーに対する一般的なセキュリティ要件を定めた執行可能な法規は存在するか。 | 法律による限定的な規定 | 個人情報保護法第 20 条（安全管理措置）では、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と定められています。規制当局及び業界団体によって他にベストプラクティスのガイダンスが提供されていますが、第 20 条が唯一の法的拘束力のある要件です。 |
| 4. デジタルデータホスティングやクラウドサービスプロバイダーに対する特定のセキュリティ監査要件を定めた執行可能な法規は存在するか。 | 法律による限定的な規定 | 個人情報保護法においては、セキュリティ監査が、法に定めるプライバシー及び委託規定の遵守のために使用できる施策の一つと考えられています。これがクラウドコンピューティングに関連する可能性があります。 |
| 5. 技術製品についての特定の認証を要求するセキュリティ関連法規が存在するか。 | 包括的要件（コモンクライテリア含む） | 日本は、共通基準認識協定（CCRA）<www.commoncriteriaportal.org> の認証国（最高レベル）です。ITセキュリティ評価及び認証制度（JISEC）<www.ipa.go.jp/security/jisec/jisec_e> により、認証の付与が管理されています。一部の極めて特定の認証が、政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一基準（2005 年制定）のもとで要求されていますが、これは、「重要な電子政府情報システム及びソフトウェア開発」のみに適用されるものです。 |
| サイバー犯罪（スコア：10/10 順位：1/24） | | |
| 1. サイバー犯罪法は整備されているか。 | ✓ | サイバー犯罪は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）と刑法の組合せによってカバーされています。 |
| 2. サイバー犯罪法はサイバー犯罪に関するブダペスト条約に準拠したものか。 | ✓ | 日本は、2001 年にサイバー犯罪条約に署名しています。また、2011 年 7 月に、当該条約に準拠する規定を含めるよう刑法を改正しています。 日本は、2012 年 7 月に当該条約を批准しました。 |
| 3. データホスティングプロバイダー、キャリアその他のサービスプロバイダーが保有又は送信する暗号化されたデータに対して、法の執行機関はどのようなアクセス権限を持っているか。 | 令状によるアクセス | 法執行機関による暗号化データへのアクセスについて定めた特定の法はありません。しかしながら、捜査が必要となり、捜索令状が発行された場合には、暗号化データへのアクセス可能となる可能性は高いです。 |
| 4. 域外犯罪について法はどのように対処しているか。 | 包括的対応 | 日本は、欧州評議会サイバー犯罪条約の締約国であり、かかる条約の対象となるサイバー犯罪については域外適用されます。また、日本は、他の国々との間で、多くの関連する共助条約を締結しています。 |
| 知的財産権（スコア：17.2/20 順位：7/24） | | |
| 1. 当該国は TRIPS 協定の締約国か。 | ✓ | 日本は、1995 年に TRIPS 協定の締約国となりました。 |
| 2. TRIPS 協定実施のための知的財産法が施行されているか。 | ✓ | 日本は、内国法において TRIPS 協定を実施しています。 |
| 3. 当該国は WIPO 著作権条約の締約国か。 | ✓ | WIPO 著作権条約は、日本において 2002 年に効力発生しました。 |
| 4. WIPO 著作権条約を実施する法律が施行されているか。 | ✓ | 日本は、条約の主要な規定を実施していますが、回避禁止に対する保護は日本においては未だ限定的なものとなっています。 |
| 5. 著作権者の著作物のインターネットへの不正な利用可能化（ポスティング）に対して民事制裁は存在するか。 | ✓ | 著作権法（1970 年成立）第 23 条第 1 項、第 2 条第 1 項第 9 号の 4 及び第 2 条第 1 項第 9 号の 5 は、権利者に対して著作物をインターネット上で利用可能とすることにつき管理する権限を与えています。民事制裁及び刑事制裁の両者があります。 |
| 6. 著作権者の著作物のインターネットへの不正な利用可能化（ポスティング）に対して刑事制裁は存在するか。 | ✓ | 著作権法（1970 年成立）第 119 条は、故意の著作権侵害に対して懲役に処する若しくは罰金を科す、又はこれらを併科すると定めています。 また、2012 年 6 月、著作権法の改正により、ダウンロードによる著作権侵害について、最高 2 年間の懲役及び/又は 200 万円の罰金までとする改正がなされました。 |
| 7. 著作権を侵害するコンテンツに対する ISP の責任について規定する法が存在するか。 | ✓ | プロバイダー責任制限法（2002 年成立）は、著作権を侵害するコンテンツに対するインターネットサービスプロバイダー（ISP）の責任を制限しています。 |
| 8. そのサイト又はシステム上で発見された著作権を侵害するコンテンツに対して ISP の責任を問う根拠が存在するか。 | ✓ | ISP は、侵害を知っていた場合又は情報を知っていて侵害を知りえたと認められる場合であって、情報の送信を技術的に防止することができた場合に、責任を問われることがあります。インターネット経由の情報送信によって権利を侵害されたと申立てる者は、ISP に対して情報送信者の開示を請求することができ、また ISP は、請求者の権利が明らかに侵害されており、かつ請求者がかかる開示を受ける権利を有する正当な理由がある場合には、かかる情報を開示することができます。 |

| 日本への質問事項 | 回答 | 説明 |
|---|-------|--|
| 9. ISP のサイト又はシステムで発見された著作権を侵害するコンテンツに対する ISP の責任に対してどのような制裁手段が利用可能か。 | 民事 | ISP の責任は、民事責任です。 |
| 10. ISP は、権利所有者からの通知によって、著作権を侵害しているコンテンツを削除する義務があるか。 | ✓ | 日本の ISP のサブスクリイバーに対する責任に関するセーフハーバー規定は、ISP がそのファイルや活動を送信防止する前に、サブスクリイバーに対して著作権者の請求に対し弁明を行いつつ対応する機会を契約者に与えるノーティス・アンド・テイクダウンの体制を含みます。 |
| 11. ISP は、サブスクリイバーが著作権を侵害しているコンテンツの配信のために ISP のサービスを使用しているとの通知を受領した場合に、サブスクリイバーに通知する義務があるか。 | ✓ | ISP は、法のもとでのセーフハーバー保護を受けるためにサブスクリイバーに連絡する必要があります。 |
| 12. クラウドコンピューティングサービスの不正利用に対する明確な法的保護規定（有効な執行規定を含む）が存在するか。 | 包括的保護 | クラウドコンピューティングについての特定の保護は整備されていませんが、日本は、包括的なインターネットプロトコル (IP) の法とサイバー犯罪法の組合せを通じて強力な保護を提供しています。 |
| 業界主導標準及び規則の国際協調に対するサポート（スコア：8.8/10 順位：16/24） | | |
| 1. データの相互運用性やデータ可搬性のための標準設定の枠組を確立する法律、規則又は政策が存在するか。 | ✓ | 日本における標準は、特許権等を含む日本工業規格 (JIS) の設定等に関する手続 (2006 年) に基づいて制定されています。国内標準機関 – 日本工業標準調査会 (JISC) <www.jisc.go.jp> – が工業標準化法に基づいて政府によって設立され、認められています。 |
| 2. 当該国の標準開発を担当する規制機関が存在するか。 | ✓ | 日本規格協会 (JSA) <www.jsa.or.jp> は、「工業標準化及び規格統一に関する普及並びに啓発等を図り、技術の向上、生産の能率化に貢献すること」を目的とすると表明しています。JSA は、標準化手続において管理及び促進の役割を担っています。 但し、規格自体は日本工業標準調査会 (JISC) <www.jisc.go.jp> が制定し管理しています。 |
| 3. 電子商取引法は整備されているか。 | ① | 電子商取引についての一般法は存在しません。 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律、電子署名及び認証業務に関する法律 (2000 年) 及び特定商取引法が追加的なガイダンスを定めています。 |
| 4. 電子商取引法はどの国際法律文書に基づいているか。 | 適用なし | 電子商取引についての一般法は存在しません。 |
| 5. 外国のクラウドサービスプロバイダーからのアプリケーション又はデジタルデータのダウンロードは関税その他の貿易障壁なしで行うことができるか。 | ✓ | 日本国政府は、関税その他の貿易障壁を設けていません。 |
| 6. 国際標準が国内標準に優先するか。 | ✓ | 日本は、国際標準の遵守を優先しています。日本は、WTO 貿易の技術的障害に関する協定の締約国です。 |
| 7. 政府は国際標準策定プロセスに参加しているか。 | ✓ | 日本は、関連する国際標準化機構 (ISO) 及び国際電気標準会議 (IEC) 標準策定手続に参加しており、ISO の加盟国です。 |

| 日本への質問事項 | 回答 | 説明 |
|--|---|---|
| 自由貿易の促進 (スコア：9.2/10 順位：4/24) | | |
| 1. 政府において技術的中立性を実施する法律又は政策が整備されているか。 | ● | <p>日本は、以前の E-Japan 戦略及びその他の戦略を、新たな世界最先端 IT 国家創造宣言 (2013 年 6 月 14 日 策定 <japan.kantei.go.jp/policy/it/2013/0614_declaration.pdf>、2015 年 6 月 30 日 改正 <www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20150630/siryou1.pdf>) に置き換えました。</p> <p>以前の戦略は特定の技術に対する中立性を約束するものでしたが、2013 年の宣言は、相互運用性をその宣言の主要な目標としています。当該宣言では、「また、これまで我が国においては、管理や規制を過度に行うことなく、開放性や相互運用性を確保することにより情報の自由な流通が確保された、安全で信頼できるサイバー空間の構築に努めてきた。近年、モバイル化の進展、センサーネットワークの進化、クラウドサービスの定着、SNS 等のソーシャルサービスの隆盛などにより、国境を越えたサービス等ネットワークの活用は一層深化している。こうした流れに対し、情報資源の十全な活用のためには、我が国のこれまでの取組の方向性を維持しつつ、グローバルな情報の自由な流通空間の拡充等に向けて、国際的な連携も図りつつ、取り組んでいくことが重要である。」と記載しています。</p> <p>この変更がもたらす日本の政策実施への影響を評価するには時期尚早です。</p> |
| 2. クラウドコンピューティングサービスは、一定の製品 (ソフトウェアのタイプを含むがこれに限定されない)、サービス、標準又は技術の使用を義務付ける法律又は政策なしに運用できるか。 | ✓ | 法律又は政策において特段の強制要件は存在しません。 |
| 3. クラウドコンピューティングサービスは、一定の製品 (ソフトウェアのタイプを含むがこれに限定されない)、サービス、標準又は技術の選好を定める法律又は政策なしに運用できるか。 | ✓ | 調達について特段の障壁は存在しません。 |
| 4. クラウドコンピューティングサービスは、ベンダー、開発者又はサービスプロバイダーの国籍に基づく差別を定める法律の適用なしに運用できるか。 | ✓ | <p>日本は、2014 年 4 月、改正世界貿易機関 (WTO) 政府調達協定に加入しました。かかる協定は、国際競争について公正かつ差別のない条件を保証する規則を含みます。かかる規則は、大部分の大口契約を対象としています。</p> <p>政府調達協定の対象となっている調達に関して、国内サプライヤーに対して優先的待遇は与えられていません。しかしながら、政府のガイドラインは、国内データセンターに対する優先的待遇に係る懸念を生じさせています。さらに、外国のクラウドサービスプロバイダーに対して改正個人情報保護法が課する条件が明確になっていません。</p> |
| IT 準備態勢、ブロードバンド展開 (スコア：22.4/30 順位：4/24) | | |
| 1. 国家的ブロードバンド計画があるか。 | <ul style="list-style-type: none"> 2015 年までに、全世帯が超高速ファイバーブロードバンド (FttH) に接続可能となる | <p>日本は、世界における最大の FttH ユーザ数をもって、世界中で最も広域のブロードバンドファイバー (FttH) 展開を行っている国の一つという特徴があります。日本は、積極的に管理された競争力の高いアクセス体制を有しており、またこの 10 年間に亘り少なくとも 6 つの重要な IT 戦略及び計画を有してきました。概して、目標は達成されており、次の戦略に発展しています。このことによって、世界中で最も完全なブロードバンドインフラストラクチャーのひとつを有して、日本は独自の地位に位置づけられています。今後の IT 戦略は、日本の人口における FttH 取り込みの増加に焦点を当てています。これは、90% の家庭がアクセスを持っているのに対して、30% の家庭が FttH を使用しているということで、使用率が低いとみなされています。</p> |
| 2. 送信されるデータの性質に基づき、データ通信について異なったサービス水準の設定を規制する法律又は政策は存在するか。 | 限定的規制かつ広範囲な国民的論議 | <p>日本は、ネットワークの中立性の促進及び規制に対してハイブリッドアプローチをとっており、これには、関係する大臣からの受入れ可能な慣行及び競争促進的規制の声明が含まれます。総務省は、2007 年にネットワークの中立性に関する報告書を発表しています。この報告書では、ネットワーク開発費用の公正な割当及びコンテンツプロバイダーを含む電気通信事業者によるネットワークに対する公正なアクセスについて論じています。</p> <p>「パケットシェーピング」についてのガイドラインが、2008 年 5 月に発行され、例外的な状況におけるパケットシェーピングを認めています。VoIP も規制対象となっており、特別の免許が必要です。</p> |
| 3. 基本的指標 | | |
| 3.1. 人口 (単位：100 万) (2014) | 127 | <p>2014 年に日本の人口は 0.1% 減少しました。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015 年 12 月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>]</p> |

| 日本への質問事項 | 回答 | 説明 |
|--|----------|---|
| 3.2. 都市人口 (%) (2014) | 93% | [世界銀行、データカタログ、指標、都市人口 (2015) <data.worldbank.org/indicator/SP.URB.TOTL.IN.ZS>] |
| 3.3. 世帯数 (単位: 100 万) (2014) | 47 | 2014 年に日本の家庭数は 0.1% 減少しました。 [国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015 年 12 月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>] |
| 3.4. 人口密度 (1 キロ平方メートル当りの人口) (2014) | 349 | [世界銀行、データカタログ、指標、人口密度 (2015 年) <data.worldbank.org/indicator/EN.POP.DNST>] |
| 3.5. 一人当りの国内総生産 (単位: 1 米ドル 2014) | \$36,194 | 2014 年に、日本における一人当り国内総生産 (GDP) は、0.1% 減少して 36,194 米ドルとなりました。 [世界銀行、データカタログ、指標: 一人当り国内総生産、現状米ドル (2015 年) <data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD>、 GDP 成長率 年 % (2015) <data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.KD.ZG>] |
| 3.6. IT サービスの輸出 (2014) (単位: 10 億米ドル) | 40.62 | 2014 年、対日本 IT サービス輸出総額は、30.2% 増加して 406.2 億米ドルとなりました。2009 年から 2014 年までの 5 年間の年平均成長率 (CAGR) は、2.4% になります。 [世界銀行、データカタログ、指標: ICT サービス輸出米ドル (2015 年 12 月) <data.worldbank.org/indicator/BX.GSR.CCIS.CD>] |
| 3.7. パソコン (世帯数に対する割合 %) (2014) | 83% | 2014 年に、日本の家庭の 83.3% がパソコンを所有していました。これは、2013 年から 1.2% の増加で、調査対象 183 か国中 25 位です。2013 年からの成長は、-0.9% とされていた 2009 年から 2014 年までの 5 年間の CAGR を超えるものです。 [国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015 年 12 月) <www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx>] |
| 4. IT 及びネットワークレディネス指標 | | |
| 4.1. ITU ICT 開発指標 (IDI) (2015) (点数は 10 点満点で 167 か国が対象) | 8.47 | 2015 年における日本の ITU ICT 開発指標 (IDI) は、8.47 (10 点満点) であり、結果として 11 位 (167 か国中) でした。2015 年における日本の IDI は、3% 増加し、IDI ランクは、2013 年から変化がありませんでした。 [国際電気通信連合 (ITU)、情報社会の測定 (2015 年) <www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/mis2015.aspx>] |
| 4.2. 世界経済フォーラムネットワーク化準備度指標 (2015) (点数は 7 点満点で 143 か国が対象) | 5.60 | 日本は、ネットワーク化準備度指標 (NRI) で 5.6 点 (7 点満点) を得点しており、結果として 10 位 (143 か国中) 及び高所得経済圏において 7 位 (31 か国中) の順位となっています。日本の 2015 年の NRI は、3.6% 増加し、2014 年の 16 位から改善されています。 [世界経済フォーラム、国際情報技術報告書 (2015 年) <reports.weforum.org/global-information-technology-report-2015>] |
| 4.3. 国際接続性得点 (2014) (点数は 10 点満点で 52 か国が対象) | 5.18 | 日本の国際接続性の得点は、5.18 (10 点満点) で、イノベーション主導国の中で 9 位 (25 か国中) でした。 [国際接続性スコアカード (2013 年) <www.connectivityscorecard.org>] |
| 5. インターネットユーザー及び国際帯域幅 | | |
| 5.1. インターネットユーザー数 (単位: 100 万) (2014) | 110 | [国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015 年 12 月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>] |
| 5.2. インターネットユーザーの人口比 % (2014) | 86% | 2014 年、日本の人口の 86% がインターネットを使用しました。結果として、日本は調査対象 199 か国中 17 位でした。これは、2013 年から 0% の減少です。2013 年からの変化は、2.7% とされていた 2009 年から 2014 年までの 5 年間 CAGR を下回るものでした。 [国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015 年 12 月) <www.itu.int/en/ITU-D/Statistics/Pages/publications/wtid.aspx>] 注: 国ごとの計算方法によって一部変動がある可能性があります。国によっては、この統計の根拠として人口の全部又一部 (年齢 16 歳から 72 歳等) としている国があります。 |
| 5.3. 国際インターネット帯域幅 (インターネットユーザー一人当りの 1 秒当りビット数) (2014) | 48,637 | 日本の国際インターネット帯域 (インターネットユーザー一人当り) は、2013 年から 30% 増加しました。2013 年からの増加は、36.9% とされていた 2009 年から 2014 年までの 5 年間 CAGR を下回るものでした。 [国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015 年 12 月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>] |

| 日本への質問事項 | 回答 | 説明 |
|---|-------|--|
| 5.4. 国際インターネット帯域幅 (2014) (国当りの1秒当り合計ギガビット数 (Gbps)) | 5,595 | <p>日本は、国際インターネット帯域を2013年から32%増やして、5,595 Gbpsとし、調査対象215か国中6位になりました。2013年からの成長は、41%とされていた2009年から2014年の5年間CAGRを下回るものでした。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015年12月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>]</p> |
| 6. 固定ブロードバンド | | |
| 6.1. 固定ブロードバンド加入数 (単位：100万) (2014) | 37 | <p>日本は、固定ブロードバンド加入者数を2013年から2%増やして37,000,000としました。これによって調査対象215か国中3位となっています。2013年からの成長は、4.1%とされていた2009年から2014年の5年間CAGRを下回るものでした。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015年12月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>]</p> |
| 6.2. 固定ブロードバンド加入 対世帯数割合 % (2014) | 78% | <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015年12月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>]</p> <p>注：これは、一部の国においてビジネス使用により、誤差が生じる場合があります。</p> |
| 6.3. 固定ブロードバンド加入 対人口比 % (2014) | 29% | <p>日本は、固定ブロードバンド契約を (人口に対する割合で) 2013年から1.5%増加させましたが、これは、2.6%とされていた2009年から2014年の5年間CAGRを下回るものでした。日本は調査対象215か国中29位となりました。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015年12月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>]</p> <p>以下のOECDの数値は、2013年の日本における固定ブロードバンド接続の種類別明細を示したものです。</p> <p>2013年において、日本の固定ブロードバンドの成長パターンは継続しました。DSLとケーブルが減少した一方で、ファイバー/LANが増加しました。日本のブロードバンド契約の70%は超高速FttXであり、これにより日本はOECD加盟国の中でファイバーブロードバンド加入者数が最も高い割合を占める国となりました。日本と韓国は、それぞれOECDの他の加盟国の2倍の水準の普及率を以って、OECDにおけるファイバー接続のシェアで優位に立っています。</p> <p>2014年、OECD加盟国中、日本は、人口に対する固定ブロードバンド加入者数において34か国中18位でした。</p> <p>[OECDブロードバンド加入者 (2015年7月) <www.oecd.org/sti/ict/broadband>]</p> <ul style="list-style-type: none"> • DSL：3.1% • ケーブル：4.7% • ファイバー/LAN：20.7% • 固定ワイヤレス：0.9% • その他：0.4% <p>合計：28.5% (加入者数36,200,000)。2014年における合計のOECD平均は、28.2%でした。</p> <p>2014年における日本の固定ブロードバンドの成長率は、2.2% (成長において34か国中33位) で、7.7%のOECD平均成長率を下回るものでした。</p> <p>日本では、ファイバーは、固定ブロードバンド加入者の72.7% (34中1位) に達し、OECDの平均の17%を著しく上回るものでした。2014年のファイバー加入者の成長率は、5.5% (成長において34か国中31位) で、OECD平均成長率13%を下回りました。</p> <p>注：2015年7月から、OECDは、固定ブロードバンド及びモバイルブロードバンドの定義について変更し、衛星無線と固定ワイヤレスの分類を、モバイルブロードバンドから固定ブロードバンドに移動しました。</p> <p>注：ファイバー加入データは、FTTH、FTTP及びFTTBを含み、FTTCを含みません。</p> <p>注：定義、時期又は人口基準値の差異によってITUとOECD加入者数合計に若干の違いがある場合があります。</p> |
| 6.4. 固定ブロードバンド加入数 対インターネットユーザー数 % (2014) | 34% | <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2014年6月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>]</p> |

| 日本への質問事項 | 回答 | 説明 |
|--|-----|---|
| 7. モバイルブロードバンド | | |
| 7.1. モバイル セル方式加入数 (単位：100 万) (2014) | 153 | <p>2014 年に、日本は携帯電話加入者数を 3.3% 増加させ、調査対象 215 か国中 7 位になりました。加入者数は、人口の 120% です。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015 年 12 月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>]</p> <p>注：この数字は、人口当りの複数加入者によって実際より多くなっている可能性があります。専用モバイルブロードバンド装置 (3G データカード及びタブレット等) は除外されています。</p> |
| 7.2. 居住者 100 名当りのアクティブな モバイルブロードバンド加入 (2014) | 121 | <p>日本は、アクティブなモバイルブロードバンド契約数 (人口に対する割合) を 2013 年から 4% 増加させました。日本は調査対象 215 か国中 6 位です。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015 年 12 月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>]</p> <p>注：モバイルブロードバンド契約種別は、2010 年に OECD によって最初に報告され、また ITU データがこの粒度を持ち始めています。</p> <p>以下の OECD の数値は、日本におけるモバイルブロードバンド接続の種類別明細を示したものです。</p> <p>2014 年、日本のモバイルブロードバンド接続の成長は、OECD 加盟国の中で、最大でした。</p> <p>2014 年、日本の OECD 順位は、人口に対するモバイル無線ブロードバンド加入者数において 2 位 (34 か国中) となりました。</p> <p>[OECD ブロードバンド加入者 (2015 年 7 月) <www.oecd.org/sti/ict/broadband>]</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準モバイルブロードバンド契約：96% 専用モバイルデータ契約：28.1% <p>合計：124.1% (契約数 158,000,000)。2014 年における合計の OECD 平均は、81.3% でした。</p> <p>2014 年における日本のモバイルブロードバンドの成長は、73% (成長については 34 か国中 1 位) で、OECD 平均成長率の 21.1% を著しく上回るものでした。</p> <p>注：2015 年 7 月から、OECD は、固定ブロードバンド及びモバイルブロードバンドの定義について変更し、衛星無線と固定ワイヤレスの分類を、モバイルブロードバンドから固定ブロードバンドに移動しました。</p> <p>注：OECD の数字は、ITU 指標において一貫して報告されているものではないモバイルデータ契約を含むものです。</p> |
| 7.3. 居住者 100 名当りのアクティブな モバイルブロードバンド加入数 (単位：100 万) (2014) | 154 | <p>2014 年に、日本は、アクティブなモバイルブロードバンド契約を 3% 増加させ、調査対象 215 か国中 4 位となりました。</p> <p>[国際電気通信連合 (ITU)、世界電気通信/ICT 指標データベース (2015 年 12 月) <www.itu.int/ITU-D/ict/publications/world/world.html>]</p> |